

中国サイバーセキュリティ法に関する 実務的な課題と対応

2019年2月8日、海外投融資情報財団（JOI）、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業、株式会社インターネットイニシアティブ（IIJ）は、国際協力銀行（JBIC）の後援を得て、表題のセミナーを開催いたしました。本稿では当日の概要を一部とりまとめてお届けします（文責：渥美坂井法律事務所・外国法共同事業、株式会社インターネットイニシアティブ）。

1. 中国サイバーセキュリティ法の 動向（要旨）

はじめに

欧州一般データ保護規則（GDPR）の施行に伴い、昨年度は個人データの取り扱いに関して、GDPR対応として社内体制の整備を進めた企業が多かった。その後、本年には中国サイバーセキュリティ法（CS法）対応に対する関心が高まっており、本稿では、CS法に関する法令の概要と実務を紹介する。

CS法の概要

まず、CS法は2017年6月1日に施行されたが、関連する規定の中には意見募集稿の公表段階にとどまるものもあり、今後さらに具体的な規制の内容が固まってくる面がある。CS法の適用対象は、「中国国内におけるネットワークの構築、運営、維持および使用、並びにサイバーセキュリティの監督管理」である（2条）。CS法が適用される重要な類型として「ネットワーク運営者」、「重要インフラ運営者」があり、それぞれ次のとおり定義されている。

「ネットワーク運営者」とは、「ネットワークの所有者、管理者およびネットワークサービス提供者」(76条3号。なお、76条1号にはネットワークが定義されている)をいう。他方で、「重要インフラ運営者」とは、「公共通信および情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政務などの重要な業界および分野、並びにその他一旦機能が破壊され、喪失し、またはデータが漏洩すると国の安全、国の経済と人民の生活、公共の利益に深刻な危害が及ぶ恐れのある重要情報インフラ」(31条)を運営する者である。

CS法では、これらの事業者に対してインターネット上の安全保護措置や、個人情報の保護などを求めているが、GDPR、日本の個人情報保護法と異なり、個人情報に限定されない規定もあることに注意が必要である。

さらに、実務的には個人情報安全規範における要求への対応が求められることにも留意が必要になる。同規範は国家標準であるので、法令そのものではないが、国家標準に従った場合は、CS法の要求を満たすものと判断される。同規範の内容は、ユーザーのアクセス権、削除権などの重視も含めてGDPRに近い面がある。

越境移転およびデータローカライゼーションの規制

CS法における義務のうち重要なものとして、越境移転およびデータローカライゼーションがある。まず、重要情報インフラの運営者には、「中国国内での運営において収集および発生した個人情報および重要データを、中国国内で保存しなければならない」(37条)とデータローカライゼーションが規定されている。この点、実務的には、個人情報と重要データ越境移転安全評価弁法（意見募集稿）2条において、ネットワーク運営者までデータローカライゼーション義務が課されていることが重要である。この弁法は上位法規CS法との矛盾に関する批判が国内外からなされており、修正の可能性があるが、ネットワーク運営者までデータローカライゼーションが拡大される可能性には十分留意が必要である。また、「重要データ」の範囲は、データ越境移転安全評価ガイドライン（意見募集稿）3.5条、付録Aでも定義が詳細な定義案が示されている。

さらに、CS法37条では「業務上の必要により、確かに国外に提供する必要がある場合、国家インター

ネット情報部門が国務院関連部門とともに制定した規則にしたがって、安全評価を行う必要がある」とされており、越境移転に関する制限が課されている。個人情報と重要データ越境移転安全評価弁法（意見募集稿）18条によれば、個人情報主体の同意を得ていないまたは個人の権益を侵害する可能性がある場合や、国の政治、経済、科学技術、国防などに安全リスクをもたらし、国の安全に影響を及ぼし、社会の公共利益を損害する恐れがある場合などに越境移転が禁止されている。さらに、個人情報と重要データ越境移転安全評価弁法（意見募集稿）9条およびデータ越境移転安全評価ガイドライン（意見募集稿）4.3.2条においては、政府主管部門による安全評価が必要になる場合（重要インフラ事業者の個人情報または重要データの国外移転の場合など）が定められている。

直近の立法の動向

2019年に個人情報安全規範を改正するための意見募集稿が公布され、注目を集めている。意見募集稿によれば、改正される主な点は以下の3点であり、規制強化が図られている。

- ①個人情報強制収集の禁止の強化（禁止範囲の拡大）
- ②配信者による個人情報の個性化に基づくプッシュ型広告の明示義務、および情報主体によるプッシュ型広告の拒否権利の明確化
- ③第三者が他社のサービスを通じて商品やサービスを提供し、第三者による個人情報の収集が合意した範囲を越える場合、当該他社は第三者による個人情報へのアクセスを遮断することができること

上記の個人情報安全規範の意見募集稿のほか、「全国情報セキュリティ標準化技術委員会」（個人情報安全規範を制定した委員会）は、2018年年末以降、CS法に関するいくつかの規則の意見募集稿を公表した。たとえば、「ネットワーク安全欠陥の標識と表示規範」、「情報セキュリティ事件管理 第2部：事件対応計画と準備ガイドライン」、「情報セキュリティ管理システム審査ガイドライン」、「ネットワーク安全欠陥の分類と等級ガイドライン」、「ネットワーク安全欠陥の管理規範」などの意見募集稿である。それらの意見募集稿は、CS法のさまざまな側面を具体的に定めている。

2. パネルディスカッション

パネリスト：

松岡 史朗

（渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー）

李 天一（IIJ Global Solutions China Inc.

副総経理 技術統括部長）

モデレーター：

宮岡 泰治（株式会社インターネットイニシアティブ

ビジネスリスクコンサルティング本部 プリンシ

パルコンサルタント）

最後に行われたパネルディスカッションでは「最新動向と今後の行方」と題して、日本企業が頻繁に目にする実務的な課題について、ディスカッション形式により、掘り下げて議論を行いました。以下に各トピックとパネリストのコメントをレポートします。

今後の中国サイバーセキュリティ法の行方

松岡弁護士 意見募集稿となっている関連法が多いのが現在の中国サイバーセキュリティ法の特徴ですが、意見募集稿が正式に施行される時期を見極める必要があります。さらに中国サイバーセキュリティ法自体はすでに施行されており、施行された法律に従って監査をしていくこともあるということを留意いただきたいです。

李 注意が必要な点として、今までは意見募集稿から施行まで時間がかかるケースが多かったのですが、2019年1月に国家インターネット情報弁公室（CAC）によって最も古いもので、2012年から出されていた20数個の意見募集稿が正式に施行されたという中国現地の最新動向があります。ここからも中国政府のこの法律に対する本気度がうかがえます。

流動的な今の状況下で、日本企業が留意すべきポイント

松岡弁護士 少なくとも中国サイバーセキュリティ法と個人情報安全規範は施行されていますので、施行されている部分の対応は少なくともお願いしたいと思います。

李 個人情報および重要データ保護制度の部分で補足させていただきます。CACが出している個人情報および重要データ越境転送セキュリティ評価規則、データ越境転送セキュリティ評価ガイドラインは、まだ意見募集稿フェーズですがパブリックコメントの募集自体はすでに終わっています。可能性は否定できませんが、以後内容が大きく変わることはないと思われます。したがって、今から着手できるところは進めたほうがよいでしょう。

日本企業による対応状況について

松岡弁護士 2017、2018年とGDPR対応を行ってきましたが、日本の担当者側ではまだ中国サイバーセキュリティ法まで手が回っておらず、何から手をつけてよいのかわからないのが現状のようです。日本企業の中国子会社は中国サイバーセキュリティ法対応にあまり自発的ではないため、日本本社がリードしないと中国サイバーセキュリティ法対応は難しいでしょう。一方中国の内資企業は対応に熱心ではないわけではないと理解しています。

李 普段、中国上海を中心にこの分野のコンサルティング業務を行っていますが、日本企業の中国拠点と日本本社の法務、経営企画、IT部門の取組姿勢は大きく乖離しており、日本側のほうが積極的に対応しようとしています。ただ、松岡弁護士のおっしゃるとおり、リソース不足や進め方に不安があるなどの理由から、日系企業で対応しきれないところがあります。進め方に対する不安への対策として、まずはそれぞれの自社の立ち位置といった現状把握から着手していただくことで、自社が遵守すべき義務が明確になってくると考えます。

宮岡 サイバーセキュリティ等級保護条例について、実際は2等級以下にもかわからず、中国当局による抜き打ち監査や取り締りへの対策として、3等級の認定資格取得を検討している日系企業もあるという話が李さんの講演にありましたがコメントをお願いします。

李 より上位の等級の認定資格を取得すること自体は問題ありません。ただし、実行可能性の観点から2級から3級に上がると、情報セキュリティ分野のテクニカル面と体制面でさらなる対応が求められます。このため、そのコストや人的リソースを実際にどうカバーするかが日系企業の課題となります。また、日本企業

の中国拠点のほう、特にIT部門において中国サイバーセキュリティ法の遵守は网络安全等級保護制度(MLPS)の遵守であると誤解をしている傾向があります。MLPSは中国サイバーセキュリティ法の一部であり、MLPSだけではすべての遵守にはならない点に注意が必要です。

宮岡 日本企業からのお問い合わせの多い国外へのデータ持ち出し規制について、コメントをお願いします。

李 製造業かつB to Cの日本企業の中国拠点で、Webサイトの個人情報収集の約款やプライバシー保護の部分について、2018年10月末ごろから2019年1月初旬にかけて、中国サイバーセキュリティ法を意識して修正している事例が複数ありました。またGDPRにならない個人情報保護に関するWebサイトの対応を進めている日系企業もあるようです。

松岡弁護士 先月、上海の複数の大手法律事務所の弁護士と話す機会がありましたが、域外移転をどう取り扱うかという点で考え方が分かれました。1つめは意見募集稿がそのまま施行される可能性が高いため、クライアントに対応してもらうことにしているというのが1つめの考え方。2つめの考え方は、現状意見募集稿にすぎないため、そこまでクライアントに負担を求めるのはおかしいという考え方。中国国内の弁護士でも対応方法について考え方や意見が分かれます。

リスクベース・アプローチについて

李 現地の中国人弁護士にも確認しましたが、GDPR同様、リスクベース・アプローチという考え方は中国当局にも許容されているようです。ただし、リスクベース・アプローチに至る判断経緯について、説明責任を中国当局に求められることがあるため、判断の妥当性について立証できるレベルの適切かつ十分なドキュメンテーション(文書化)を日系企業は実施する必要があります。なお、意見募集稿段階でも法令順守に関する事前準備に必要な情報は明記されており、中国当局に指摘されてから後手の対応を行うことはよろしくないと思われる。リスクを事前に極小化しておくというリスクマネジメントの観点からも、自発的にできることから先手の対応をしておくべきというのが望ましいかと考えます。

初期アセスメントの重要性について

松岡弁護士 初期アセスメントですが、上海の弁護士にはギャップアナリシス、GDPRではデータマッピング、日本語ではデータの洗い出しだと思います。その結果、法律と現状とのギャップにどのようなリスクがあるかを日本企業は判断する必要があります。ドキュメンテーションはゴールですが、現時点では法令と現実のギャップさえ把握できていない企業も多いので、まずはギャップを正確に把握し、リスクを認識することが重要と考えます。

宮岡 李さんが講演の中で触れた、現在中国の日系企業向けに多数提供している初期アセスメントとアドバイザリーサービスの概要について補足説明をお願いします。

李 確かに中国サイバーセキュリティ法は不確定要素が多い法律であるため、費用対効果の観点からも、より正確な状況把握をしておけば無駄な対応を回避できると考えたのが、初期アセスメントサービスの主な目的になります。初期アセスメントや、その後行う詳細アセスメントといった定型サービスとは別に、よろず相談窓口的な立場で、クライアントの個別事情に即したテ일러メイドの対応をするのがアドバイザリーサービスになり、最近お問い合わせが多くなっています。

日本本社による中国を含む海外拠点のガバナンス強化における留意点

松岡弁護士 海外子会社管理や経営の方向性を決め

るときは、海外子会社から日本本社に対して、顧客データ、従業員データ（個人データ）を移転させることが必要です。GDPR対応を通じて、個人データの国際移転に伴うリスクを認識され、欧州以外の国のルールはどうなのかというご相談をいただくようになりました。GDPRの影響や大量の個人データを扱うビジネスの発展により、欧州以外の国でも強い制裁、強い行政指導が行われる傾向があります。この時代の変化をご説明し、欧州以外の国のルールも遵守していただくようお願いすることが多くあります。

李 主に製造業の傾向となりますが、まずは経営レベルでのリスクマネジメントとしてガバナンス強化を進めて、IT対応が必要になれば後からIT部門が動くというパターンがひとつ。もうひとつは今まで未対応だったITのインフラの設計、セキュリティレベルの強化を、法令遵守という観点からIT部門が主導権を握る。そして中国国内の子会社に対してさらにITガバナンスを利かせていくというパターンがあります。中国現地発の対応であればIT部門主導、日本発の対応であれば法務、経営企画部門主導という傾向があります。

宮岡 本日会場の皆さんは法務、コンプライアンス、経営企画関連の部署の方が多く、ITや情報システム関連部署の方は少ないのですが、中国サイバーセキュリティ法対応においてはGDPRとは異なり、IT的側面も軽視できないものになっています。このため、今後日本側と中国側が実効性のあるかたちでいかに融合していくかが、重要なポイントになるようです。



<本稿の執筆担当者>

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

IJJ Global Solutions
China Inc.

株式会社インターネット
イニシアティブ

落合 孝文
弁護士・パートナー

松岡 史朗
弁護士・パートナー

徐 楊
中国法律職業資格取得*・
アソシエイト
※ただし、外国法事務弁護
士の登録はない

李 天一
副総経理
技術統括部長

宮岡 泰治
ビジネスリスクコンサル
ティング本部 プリンシパ
ルコンサルタント



<問い合わせ先> 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 E-mail : info@aplaw.jp